

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市子ども・子育て会議条例及び」を削り、「京都市子ども・子育て支援法施行条例」の右に「及び京都市はぐくみ推進審議会条例」を加える。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 教育認定子ども（令第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。） 零

第2条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「幼稚園型認定こども園」を「法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいい、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園及び同条第3項の規定による認定を受けた同項に規定する連携施設（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」に改め、「支給認定教育・保育」の右に「（法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。以下同じ。）」を加え、「特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第3項各号列記以外の部分に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び」を削り、「第29条第1項」を「第23条第4項」に、「満3歳未満保育認定子どもをいう」を「満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を含む」に、「別表第4」を「別表第1」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号中「特定満3歳以上保育認定子ども及び」を削り、「別表第7」を「別表第2」に改め、同号を同項第3号とし、同項第8号中「及び」を「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）及び」に改め、「以下同じ。」を削り、「別表第8」を「別表第3」に改め、同号を第4号とし、同項第9号から第11号までを削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前項第2号から第4号まで」に改め、同項第1号中「第28条第2項各号」を「第28条第2項第1号」に、「第30条第2項各号（第4号を除く。）並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)」を「並びに第30条第2項第1号及び第3号」に改め、同項第2号イ中「次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額」を「168,999円」に改め、同号イ(ア)及び(イ)を削る。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 利用者と同一の世帯に次に掲げる施設に入所し、又は通所している児童（当該利用者を除く。以下「特定児童」という。）が2人以上いる場合

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

イ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）

ウ 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所し、又は通所する場合に限る。）

エ アからウまでに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 利用者と同一の世帯に特定児童が1人いる場合であって、当該利用者が利用者のうち年長の順序に従って2人目以降の者に該当する場合

第3条各号列記以外の部分中「別表第11」を「別表第3」に改める。

第4条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

」

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

に改

」

め、同表備考1(1)中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に改め、同備考1(2)中「第14条第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同備考1に次のように加える。

(3) 利用者と同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第4備考中2を削り、3を2とし、4を削り、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」

を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第1とする。

別表第5及び別表第6を削る。

別表第7非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

に改

め、同表備考1(1)中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に改め、同備考1(2)中「第14条第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同備考1に次のように加える。

(3) 利用者同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第7備考中2を削り、3を2とし、4を削り、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第2とする。

別表第8非課税世帯の項を削り、同表均等割課税世帯の項中

「

3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

「

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

に改

め、同表備考1(1)中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に改め、同備考1(2)中「第14条第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第14条の2第1項第1号」を「第14条第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同備考1に次のように加える。

(3) 利用者同一の世帯に特定児童がいる場合

別表第8備考中2を削り、3を2とし、4を削り、同備考5中「(非課税世帯を除く。)」を削り、同備考5を同備考3とし、同表を別表第3とする。

別表第9から別表第11までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和元年10月分の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号(第4号を除く。)並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により市長が定める額(以下「利用者負担額」という。)から適用し、同年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)